

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月17日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(刑事総務課)</p> <p>第19条 刑事総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）の施行に関すること。</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p>(組織犯罪対策第一課)</p> <p>第23条 組織犯罪対策第一課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）の施行に関すること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(分駐隊等)</p> <p>第40条 留置管理課、子供女性安全対策課、<u>捜査第二課</u>、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所又は方面隊を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(組織犯罪対策本部長)</p> <p>第43条 <u>刑事部に、組織犯罪対策本部長を置く。</u></p> <p><u>2 組織犯罪対策本部長には、警視正又は警視の階級にある警察官を充てる。</u></p>	<p>(刑事総務課)</p> <p>第19条 刑事総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>(組織犯罪対策第一課)</p> <p>第23条 組織犯罪対策第一課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）<u>及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）</u>の施行に関すること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(分駐隊等)</p> <p>第40条 留置管理課、子供女性安全対策課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所又は方面隊を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第43条 <u>削除</u></p>

3 組織犯罪対策本部長は、上司の命を受け、刑事部の所掌に属する事務のうち組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課の重要事項に係る事務を総括整理する。

別表第1（第39条関係）

課名	名称	分掌事務
(略)		
警務課	(略)	
	東区警察署 (仮称)準備室	東区警察署(仮称)新設準備及び胎内警察署と新発田警察署の統合に関する事務
(略)		
少年課	(略)	
サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ戦略室	第14条の2第1号及び第3号から第5号までに掲げる事務
地域課	地域指導室	第15条第1号に掲げる事務のうち地域警察の運営に関する指導及び地域警察官に対する指導(職質指導警ら隊の分掌に属する事務を除く。)に関する事務
	職質指導警ら隊	第15条第1号に掲げる事務のうち地域警察官に対する職務質問の指導に関する事務
	(略)	
刑事総務課	犯罪捜査支援室	第19条第8号から第11号までに掲げる事務
(略)		
鑑識課	(略)	
交通企画課	交通事故抑止対策室	第28条第3号、第6号及び第7号に掲げる事務
(略)		

別表第2（第40条関係）

所属名	名称	位置
(略)		
子供女性安全対策課	(略)	
捜査第二課	長岡支所	長岡市
(略)		

別表第1（第39条関係）

課名	名称	分掌事務
(略)		
警務課	(略)	
	東区警察署 (仮称)準備室	東区警察署(仮称)新設準備に関する事務
(略)		
少年課	(略)	
地域課	地域指導室	第15条第1号に掲げる事務のうち地域警察の運営に関する指導及び地域警察官に対する指導に関する事務
		(略)
	刑事総務課	犯罪捜査支援室
(略)		
鑑識課	(略)	
(略)		

別表第2（第40条関係）

所属名	名称	位置
(略)		
子供女性安全対策課	(略)	
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
監察官室	(略)	
	訟務官	第8条第4号及び第5号に掲げる事務
(略)		
サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ戦略室長	サイバーセキュリティ戦略室に関する事務
	サイバー犯罪対策管理官	(略)
地域課	(略)	
	地域指導室長	(略)
	職質指導警ら隊長	職質指導警ら隊に関する事務
(略)		
刑事総務課	(略)	
	取調べ指導官	第19条第6号及び第7号に掲げる事務
	(略)	
(略)		
科学捜査研究所	(略)	
	物理鑑定官	(略)
	文書鑑定官	科学捜査についての研究及び実験並びにこれらを活用する鑑定等の事務
	(略)	
交通企画課	(略)	
	交通指導官	(略)
	交通事故抑止対策室長	交通事故抑止対策室に関する事務
	(略)	
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
監察官室	(略)	
	訟務官	第8条第4号に掲げる事務
(略)		
サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪対策管理官	(略)
	(略)	
地域課	(略)	
	地域指導室長	(略)
	(略)	
刑事総務課	(略)	
	取調べ指導官	第19条第6号に掲げる事務
	(略)	
(略)		
科学捜査研究所	(略)	
	物理鑑定官	(略)
	(略)	
	(略)	
交通企画課	(略)	
	交通指導官	(略)
	(略)	
	(略)	
(略)		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。